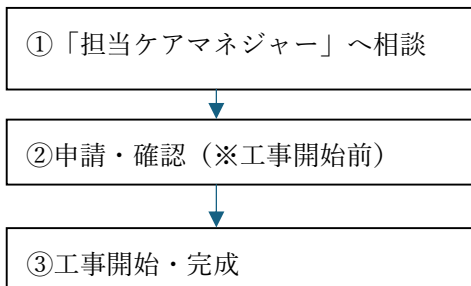


新規事業住宅改修に関する Q&A

Q1 申請の流れを教えてください。

A1 ▼申請の流れ



まずは、担当ケアマネジャーにご相談ください。

※担当ケアマネジャーがいない場合は介護保険課までご相談ください。

必ず工事の前に町への申請が必要です。

手続きはケアマネジャーを通して行います。

工事完了後、助成金は町から住宅改修事業者へ直接支払われます。

皆様は「利用者負担額」のみお支払いください。※受領委任払いの場合

Q2 改修工事費用の上限額や助成額を教えてください。

A2 ▼上限額や助成額の計算イメージは下記のとおりです。

	工事総費用額上限		利用者負担額 ※（1割の場合）		町助成額
介護保険対象工事	20万円	=	2万円	+	18万円
介護保険対象工事（超過分） + 町独自対象工事	20万円	=	2万円	+	18万円
合計	40万円	=	4万円	+	36万円



上乗せ助成

※利用者負担割合（1～3割）に応じて負担額は変わります。

《具体例》

手すりの取り付け（介護保険対象工事）が25万円、足元灯の設置（町独自対象工事）が5万円の改修工事の場合

※1割負担の場合

工事内容	項目	工事総費用額	=	利用者負担額 （1割の場合）	+	町からの助成額
手すりの取り付け	介護保険対象工事	20万円	=	2万円	+	18万円
	介護保険対象工事（超過分）	5万円	=	5千円	+	4万5千円
足元灯の設置	町独自対象工事	5万円	=	5千円	+	4万5千円
	合計	30万円	=	3万円	+	27万円

これまで自費だった分が助成の対象になりました。

Q3 申請は1回限りですか？それとも何度でも申請できますか？

A3 改修工事総費用の上限額に達するまで複数回に分けて申請できます。

Q4 介護保険対象工事で工事総費用の上限額20万円に達してからでない町独自対象工事は申請できませんか？

A4 町独自対象工事については、今まで住宅改修の助成を受けたことがない人でも申請が可能です。

ただし、介護保険対象工事については、介護保険制度優先で申請することになります。

Q5 改修工事費用の上限額に達した後、再度助成を受けることはできますか？

A5 以下の場合に改めて限度額が適用されます。

1. 転居した場合

転居先の住宅で新たに対象住宅改修を行う場合、転居前の助成金は新たな限度額に含めません。

2. 要介護状態区分が上昇した場合

前回の住宅改修支給決定時点から3段階以上重くなった場合に、改めて限度額が適用されます。

Q6 改修工事はどの業者に依頼してもよいですか？

A6 基本的には自由ですが、あらかじめ町に登録した事業者(受領委任払い取扱事業者)への依頼が便利です。

詳しくはケアマネジャーにご相談ください。

Q7 劣化による床の張替えは対象となりますか？

A7 単に老朽化したとの理由であれば助成の対象にはなりません。

Q8 暖房器具の設置とはファンヒーター等を購入して、部屋に置くだけで対象となりますか？

A8 単なるファンヒーターの購入は助成の対象にはなりません。専門業者等に依頼し浴室やトイレを改修し設置する暖房器具を想定しています。

同様に足元灯の設置(廊下)、出入りセンサーの設置(玄関周り)、IH 電器調理器の設置(台所)も専門業者等に依頼し改修工事が伴うものを想定しています。

Q9 便器の取替え(ウォーマー・ウォシュレット含む)は同居人が居るときも対象となりますか？

A9 同居人が居る場合でも利用者の身体状況を鑑みたうえで、正当な理由が認められれば支給対象となります。

Q10 便器の取替えはオート洗浄・オート開閉機能付きのトイレも対象になりますか？

A10 ウォーマー・ウォシュレット機能については対象となりますが、それ以外の華美な機能につきましては、対象外となります。

Q11 浴室の改修等金額が高額になる場合は、夫婦で合算して改修工事費用上限額40万円まで認められますか？

A11 対象となる工事が重複している場合でも、合算することはできません。

例えば浴室の改修工事において、浴槽の取替えやその付帯工事費用30万円を、夫20万円・妻10万円として按分することはできません。

対象となる工事が重複していない場合は、夫20万円・妻10万円がそれぞれ対象となりますので、分けて申請をお願いします。

Q12 IH 電器調理器は同居人が居るときも対象となりますか？

A12 同居人が居る場合でも利用者が食事を作る役割を担っており、身体の状態を鑑みたくて、正当な理由が認められれば支給対象となります。

Q13 出入りセンサーの設置とはどのようなものを想定していますか？

A13 光や音で知らせる人感センサー等を想定しています。利用者の身体の状態を鑑みたくて、判断いたしますので適宜ご相談ください。

Q14 足元灯の設置や出入りセンサーの設置は利用者が自分で取り付けられるような簡易的なものも対象になりますか？

A14 ネジで固定する等の改修が伴うものについては対象となりますが、コンセントに差し込むだけであれば改修には該当しないので、対象外となります。なお、利用者自身が自分で取り付けを行った場合の人件費は、対象外です。